

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会（第4回）議事録

日時：平成26年6月9日（月） 15：00～17：30

場所：経済産業省 別館3階 312各省庁共用会議室

議題：

- （1）南海トラフ、首都直下型地震を踏まえた災害対策について
- （2）経年管対策の加速化について
- （3）ガスシステム改革の保安規制のあり方について
- （4）その他

議事内容

○大本ガス安全室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第4回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶をお願いします。

○寺澤商務流通保安審議官 商務流通保安審議官の寺澤でございます。

本日は、お忙しい中、第4回のガス安全小委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は3つの大きなテーマがございます。非常に盛りだくさんでございます。1つ目は、ご案内のように、ガスシステム改革について、総合エネ調のガスシステム改革小委員会で今後のガスシステム改革のあり方について議論をしています。そうした中で、ガスシステム改革のあり方、保安どうなるのかということが大きな論点になっていくわけでございます。私どもとしても、現在の保安レベルを維持し向上するということが非常に重要だと思いますので、そういう観点の中で、この小委員会においても、新たなガスシステム改革の中で保安のあり方どうするのかという非常に重要な課題についてぜひご審議をいただきたいと思っております。

2つ目が、南海トラフ巨大地震とか首都直下型地震、非常にその影響が懸念されているわけでございます。これはこの場でも既にご議論していただいたわけですが、本日はガス業界のほうから、システムの強靱性とか、いろいろ検討されて評価していただいた

ことのご報告があると承知しております。その報告を受けまして、委員の皆様は、今後さらにどういふところを詰めたらいのかということなどなど、災害対策、災害防止の観点から、必要のご意見、ご審議をいただければ幸いです。

3つ目は、需要家資産の中には、灯外内管という敷地の中にある内管がございます。これは、ご案内のように、白ガス管ということで、保安上どうかといういろいろ問題あるものがまだ多数残っております。いわゆる保安上重要な建物の灯外内管についても、これまで累次にわたる取り組みの結果、27万本がこの10年間で削減されたと承知しておりますけれども、まだまだ10万本ぐらい残っているということでございます。2015年度には、この保安上重要な建物における灯外内管の切りかえを終えるということがもともと目標だったわけですけれども、現状、いろんな事業者の皆様のご努力にもかかわらず、非常にその目標達成、厳しい状況になっているということでございます。これは需要家が同意していただけないとかいう問題もあって、決して容易な問題ではないのですが、いろんな災害なり事故の防止の観点から非常に重要な課題でございますので、これまでの取り組みを踏まえて、さらに抜本的にこの灯外内管の切りかえをどうやって進められるのかということについて、これは非常に難しい問題だと思います。他方、重要な課題でございます。ぜひご審議いただければと思っています。

いずれにしても、非常に盛りだくさんでございます。しかも暑い日で、本当に申しわけございません。ぜひ上着も脱いでいただいて、それで余り涼しくならないですけれども、せめて気持ちの問題、少し涼しくなって、気持ちは涼しく、議論は熱い議論を是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大本ガス安全室長　　本日は、織委員が遅れての出席の予定ですが、委員20名中19名が出席であり、小委員会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

今回から新たに参加される委員を紹介させていただきます。一般社団法人日本ガス協会常務理事、富田委員でございます。

○富田委員　　富田でございます。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長　　続きまして、配付資料の確認をいたします。

配付資料ですが、議事次第の次に配付資料一覧がございまして、資料1から資料4までと参考資料1。参考資料2は、2-1から2-3まででございます。

配付資料に不備がございましたら、議事進行中でも結構ですので、お知らせいただければと思ひます。以上です。

○豊田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいまより、第4回のガス安全小委員会、開催させていただきます。

本日、先ほど審議官のほうからお話ありましたように、重要な課題が3つほどありまして、できるだけ、皆様、多くのご意見を賜りたいと思っておりますので、ご発言に関しては簡潔に、最初からお願いしておりますが、お願い申し上げたいと思っております。

それでは、議事どおりに、まず1番目、「南海トラフ、首都直下型地震を踏まえた災害対策について」ということで、事務局のほうからご説明いただきます。よろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　　それでは、資料2-1を御覧ください。本資料は、前回、2月のガス安全小委員会で報告しておりました、4月末を締め切りとして、ガス業界における耐性評価等における結果をご報告させていただくものでございます。この資料の詳細につきましては富田委員からご説明をお願いいたします。

○富田委員　　ありがとうございます。それでは、早速ご説明させていただきます。資料2-1はワードの資料の【概要版】とパワーポイントの資料がございますが、ご説明につきましてはパワーポイントの資料を使ってご説明させていただきます。

最初のスライド2番のところですが、4月末に提出させていただいたものですが、3つのポイントについて検討結果をまとめております。1つ目は「これまでの地震・防災対策の取り組みについて」、2つ目が、巨大地震に対する耐性評価の結果でございます。それから3つ目が復旧についてということでございます。

おめぐりいただきまして、最初にこれまでの取り組みでございますけれども、都市ガス業界では、災害を起こさないという観点の設備対策、それから二次災害防止という緊急対策、早期供給再開という復旧対策、この3つの柱を基本に取り組んできておるところでございます。

スライドの5、ページ5のところですが、これまで大規模な供給停止を伴うような大きな地震が発生するたびにこの対策について見直しをしているという過去の経緯を説明させていただいております。

スライドの6でございますけれども、東日本大震災を受けてとりまとめられた報告書では、この3本柱が妥当であるという評価がなされております。「現行のガス工作物の耐震性の考え方については維持すべき」という結果になっていると承知しております。

一方、津波対策については、ハード対策に加えて代替手段の確保とソフト対策の取り組

みもあわせて対策を講じるのが妥当であると評価されていると承知しております。

これらの結果を踏まえて、具体的には、下の囲みの中にあるような対策を進めているというのが現状でございます。

次に、南海トラフ・首都直下地震に対する耐性評価でございます。スライド9を御覧いただければと思います。対象事業者についての検討をまずしました。ガス事業法に係るLNG受入基地を保有する事業者のうち、この2つの巨大地震の影響を受ける事業者として調べた結果、南海トラフについては、東京、東邦、大阪の3社、首都直下については東京ガス、いずれにしても、この3社が評価対象になるということでございます。

設備につきましては、前回の2月26日の宿題にもありましたとおり、LNGタンク、LNG気化器、高圧ガス導管、それから球形ホルダー、この4つの主要設備について評価するという事になっております。

次にスライド11、12は、地震動と津波に対する要求性能についてでございます。国の防災基本計画においては、供用期間中に発生する確率が低い高レベルの地震動に対する要求性能というのが設定されております。それが地震動Bということになるわけですが、今回の巨大地震においては、この地震動Bをさらに上回る規模のものということで、必ずしも設備設計というよりは、防災であるとか減災、こういう対策を検討するために設定されたことと承知しておりますけれども、この地震動Bの要求性能に準拠した形で検討を進めました。

それをまとめたのがスライド13ということで、一つの表でまとめさせていただきました。

具体的な設備についてですが、次のページから製造設備、すなわち、LNGタンク、LNG気化器についての耐性評価でございます。

スライドの15でございますけれども、評価対象である事業者が保有する評価対象設備の基数をまとめたものでございます。

それぞれについて、スライドの16にありますように、どこの工場がどのケースにおいて最も過酷な被害を受けるかということ整理したのがこの16ページのスライドでございます。

結果として、地震動のところについてでございますけれども、スライド18にございますように、南海トラフにつきましては、全ての工場において震度は6強以下ということになりました。

一方、首都圏直下では、東京ガスのA工場が震度7になるという結果が得られておりま

す。

スライドの19を御覧ください。過去の震災においてどうだったかということを取りまとめたものでございます。まず地震動についてのところですが、東日本大震災において、仙台市内のLNG受入基地の工場で震度6強を観測しております。しかし、LNGタンクやLNG気化器の本体設備は地震動に対する被害はなかった。すなわち、補修、補強なしで継続使用ができる状態だったということでございます。

南海トラフ地震に対する耐性評価でございますけれども、スライド20でございます。今お話ししましたように、LNGの基地については、6強、タンク、気化器については大丈夫だったということでございます。

ガス安全小委員会の災害対策ワーキングでとりまとめられた報告書では、製造設備等、耐震設計指針に基づいてつくられた設備というのは大丈夫だと妥当性が確認されたということでございます。したがって、LNGタンク、それから気化器については、震度6強の地震動に対しては十分な耐性を持っている、要求性能を満足すると評価できると考えております。

一方、首都直下地震のほうですが、先ほどもお話ししましたように、東京ガスのA工場において震度7になるということでございます。したがって、実績から、震度7を受けたときにどうなるかということについては推定できないということでございます。これにつきましては、高圧ガス保安法において巨大地震を踏まえた耐震基準の見直しというのが進められておりますので、この内容を考慮しつつ詳細な解析評価を行って、耐性の評価を進めていくという考え方を報告しております。

次に、スライド23以降は津波についてでございます。それぞれの設備において最も過酷なケースで津波による浸水の深さがどのくらいであるかということの評価いたしました。その結果、南海トラフにおいては、全ての工場について1メートル未満、首都直下については浸水なしという評価になっております。

過去の実績でどうだったかということでございますけれども、東日本大震災においては浸水深さ2メートル以上になった工場3カ所ございます。LNGタンク等に被害はなかったものの、復旧に長時間を要する被害が発生しております。一方、浸水深さ1メートル未満の工場における被害は軽微ということでございます。

ただ、電気設備等が浸水した工場1カ所において、その復旧に1カ月程度の時間がかかったという事実がございます。

いずれの工場においても、LNGタンクの緊急遮断弁、あるいはフェールセーフ機能は働いて、LNG等の可燃物が漏えいということはなかったという経験をもっております。

スライドの25でございますけれども、南海トラフにおける耐性評価の結果でございます。東日本大震災において深さ1メートル未満の工場というのは軽微だということで、東邦ガスにおける一つの工場が0.7~0.9という工場があって、電気設備等の浸水で製造再開までに2~3カ月要する可能性のあることがわかったということでございます。

まとめとしまして、LNG気化器に関しては、この巨大地震による津波で重大な被害は発生せず、要求性能を満足すると考えられます。

一方、浸水深さが若干高いG工場ですけれども、電気設備等の浸水で製造再開に少し時間を要する可能性があるということです。

ただ、G工場が停止したとしても、他の工場からのバックアップがあるので、製造能力を確保することは可能であると評価しております。

次に供給設備のほうでございます。高圧ガス導管と球形ホルダーでございます。こちらについても、評価対象設備と想定ケースというのは製造設備と同じ考え方でとりまとめをしております。28、29のところですね。

30、31ページから地震動に対する評価でございます。31のところにまとめておりますけれども、この高圧導管と球形ホルダーについては、巨大地震によって震度7を受ける設備があるということがわかりました。

32にあります過去の経験でございますけれども、高圧導管については、阪神・淡路、それから東日本大震災で震度7を受けた場所に高圧導管はたまたまなかったということでございます。

ただ、震度6強において中圧導管があって、そこについては特に漏えいとかそういうものはなかったということです。特に裏波溶接という溶接方法の種類ですけれども、それを施したところは被害がなかったということです。考え方としては、高圧導管は中圧導管よりもさらにグレードを高めたパイプでございますので、震度7においても中圧導管が被害なかったのも、高圧導管についても被害がないと推定できると考えております。

次に、球形ホルダーのほうでございますけれども、阪神・淡路大震災のときには震度7を観測した地点に球形ホルダーありましたが、変形もみられず、健全でした。東日本大震災では、震度6強を観測したところに球形ホルダーありましたが、一部、タイロッドブレースという接続部分の附属部分ですが、そこに損傷はみられたものの、本体につい

ては損傷を受けてない状態だったということでございます。

以上をまとめて、スライドの34でございますけれども、高圧ガス導管、それから球形ガスホルダーについては、想定される地震動に対して十分な耐性をもっていると考えております。

次に、津波でございます。これにつきましても最も過酷なケースでどのぐらい浸水するかということの評価いたしました。東邦ガスの5基において最大震度2.2メートルの浸水が考えられるという結果になっております。

スライド37を御覧いただきたいと思いますが、東日本大震災において、沿岸地域にある球形ホルダーが3メートルから4メートルぐらい浸水いたしました。結果として、本体設備の損傷はなくて、二次災害、機能被害というのは発生しなかったということでございます。

今回の巨大地震の推定でも、最大浸水深さ2.2メートルでございますので、実績的にみて十分な耐性をもっていると評価できると思います。

次に、復旧についてご説明します。スライドの39でございます。これまでの結果から、東京ガスのA工場についての評価がまだできておりませんが、それ以外については、主要設備においておおむね耐性があるという評価になるかと思います。

復旧の期間でございますけれども、スライド40を御覧いただきたいと思いますが、内閣府が公表した被害想定及び想定する復旧期間でございます。南海トラフ巨大地震、それから首都直下それぞれにおいて、復旧の対象戸数、それから、復旧期間としてはそれぞれ同じく約6週間という推定がされているところでございます。

それを東日本大震災と比べてどうかということをもとめたのがスライド41でございます。東日本大震災の経験では、復旧対象戸数が約46万戸、延べの復旧に携わった人数が約10万人ということでございます。この南海トラフ、首都直下において復旧対象戸数と、それから、どれだけの復旧要員が確保できるかということについて、各事業者から派遣できる人数というのをアンケート調査しました。それぞれの結果が、南海トラフが41万人、首都直下が42万人ということでございます。これらを勘案すると、内閣府が想定したと同じぐらい、約6週間で復旧できるという結果になるということでございます。

ここで、東日本大震災で10万人、南海トラフや首都直下で何で4倍もの人数が確保できるかということについて、ご懸念があるかもしれません。それを説明したのが42でございます。左、通常時と書いてありますのが中小事業者、それから、大手において通常業務に

どれだけの人数が携わっているかというイメージをあらわしたものでございます。東日本大震災、上のほうでございますけれども、地震があったわけですが、被害を受けたのは中小事業者でございました。で、通常業務、一部ありますけれども、復旧作業、それから、応援事業者、主には大手ということになるわけですが、通常業務をこなしながら復旧作業に支援するという格好になるので、派遣する人数に限られるということで10万人という考え方でございます。

一方、南海トラフ、首都直下の場合には、被害を受けるのが大手の事業者ということになります。そうしますと、通常業務自体がなくなるということがございますので、復旧に携われる人数がそもそもふえるということでございます。もちろん、応援に来ていただく中小からの人数というのは多くはございませんけれども、自分自らのところでの作業が進むということで40万人という格好になっているということでございます。

スライド44のところから、復旧の迅速化について説明させていただいております。いろんな観点から迅速化を進めておりますので、きょう、時間もありませんので全部はお話しできませんが、1番目の「救援措置要綱」、これについてだけ簡単にご説明したいと思います。

スライド45を御覧いただきたいと思います。ガス協会では「救援措置要綱」というものを定めております。

具体的に流れとしてどうなるかというのが46でございますけれども、まず、震度5強以上の発生、それから、大津波警報が発生されたときに、それが出動基準ということになるわけですが、自動的に職員が出勤をする。休日・夜間を問いません。で、対策本部を立ち上げるということをやります。緊急体制を確保して、どのぐらいの被害がそこであったかということについての情報収集を行います。必要に応じて先遣隊、それから技術調査隊を派遣するというところでございます。救援体制としては、被災を受けた事業者からガス協会に対して救援要請をしていただいて、それに基づいて救援隊を派遣するというところでございます。

スライド47が東日本大震災のときの結果でございますけれども、被害を受けたのが東北部会に所属するガス事業者ということで、地域にあるそれぞれの地域の地方部会から応援人数を集めて東北部会のところに派遣して復旧作業に携わったということです。これの手順を要綱という形でとりまとめて、定期的に訓練なんかもやっていると、そういったことでございます。

それ以降については、ちょっと細かくなりますので割愛させていただきたいと思います。
以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして論点に関して、事務局のほうからお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　資料2-2を御覧ください。今回の評価を検討するに当たっての「評価の視点」と「残された論点」案でございます。

まず1. 「評価の視点」として4つ挙げてございます。耐性評価の観点から、また、復旧に関しての観点から、評価が妥当であるかということに記載してございます。2. として「残された論点」ということで、首都直下、南海トラフそれぞれに分けて説明いたします。

(1)の首都直下地震につきまして、まず地震動でございます。先ほどの冨田委員からの説明で、震度7に該当する製造所、東京ガスA工場ということでございましたけれども、事業者において今後詳細な耐性評価を行うということでも伺っております。その検討結論を踏まえて、重要度に応じて対策を検討すべきではないか。

なお、評価、検討の際には、高圧ガス保安法の見直しの内容も考慮しつつ進めようではないか。また、その他設備の重要度において現行の耐性基準に合致しているか否かを今後確認する必要があるかを挙げてございます。

また、想定震度7ということで、阪神・淡路で震度7、中圧でなかったということでもありますけれども、震度7につきましては極めて幅が大きいわけでございますので、それぞれの場所における、例えば想定加速度などですけれども、今後さらに調査していく必要があるのではないかということをご挙げていただいております。

続いて津波でございますけれども、津波については最大で0.6メートルで満足しているということでございますけれども、自治体においていわゆる独自の被害想定を公表している場合には、その想定も今後考慮すべきではないかということをご挙げていただいております。

続いて(2)の南海トラフ巨大地震の地震動についてでございます。今回の設備については十分な耐性を有しており、要求性能を満足しているということでございますけれども、設備の重要度に応じて現行の耐震基準に合致しているか今後確認しようではないかということ。

2ページ目でございますけれども、自治体で今後独自の被害想定を公表している場合に

はそういうことも考慮すべきではないか。また、先ほどと同様に、震度7につきましては幅がございまして、それぞれの場所における想定加速度を調査した上でさらに検討していくべきではないかということをお聞きいただいております。

また、津波については、先ほど東邦ガスで2.2メートルというところで、基本的には要求性能を満足しているということでございますけれども、自治体において独自の水害想定を公表している場合にはこれも今後考慮すべきではないかということをお聞きしております。

(3)で復旧等に関してでございます。復旧につきましては、先ほども「救援措置要綱」含めてそれぞれ応援体制をしくということでございますけれども、実際の復旧に係る作業の方かスタッフについて、その確保が可能かどうかか出動が可能かどうかということをお定期的に確認・検討していくことが重要ではないかということ。また、社会的自由度の高い施設をお定期的に確認するとともに、その迅速化の手段というのを、実情考慮した上であらかじめ検討すべきではないかということをお聞きいただいております。

以上でございます。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。ただいま、資料2-1、2-2についてご説明賜りました。

それでは、このとりまとめに関しましては次回の小委員会で方向性をお示しいただけるということですが、本日は、それに向けて是非考慮すべき内容等に関してのご指摘をお賜りたいと思います。

それでは、いつものように、ご発言いただけるときは名札を立てていただいて、指名しますので、よろしくお願い申し上げます。どうでしょうか。

安田先生どうぞ。

○安田(進)委員　2つほどちょっとお願いしたいと思うのですが、まず1つは、こういったLNGの受入基地というのは大体海岸にありますので、護岸で守られているんですね。その護岸の近傍の地盤が液状化して流動するという現象が実はちょっと大切でございまして、東日本大震災のときにはそういうことは起きてないのですが、阪神・淡路大震災のときには、神戸港で広い範囲にわたって護岸が4~5メートル海に動き出しまして、背後に100メートルぐらい地盤がずるずるとずれて、それでいろんな被害が出たんですね。

特にMCターミナルのところで高圧ガス施設がこれによって被害を受けまして、球形タンクの基礎が曲がったり、配管がやられて、それで高圧ガス施設のほうではこれをもとにその基準を見直しまして、こういった流動に対して設計方法を考えたわけでございます。

これは地盤の違いとか地震動の違いで起きるか起きないか違うのですが、そういった点がちょっと今回は入っていないという気がしますので、そこらあたりも、時間かかるかもしれないのですが次回ということではないのですが、今後考慮していただければと思います。

もう一つは、今回、受入基地をもっていらっしゃる大きな事業者の方のところだけの検討ということでございますが、南海トラフの地震を考えますと、例えば静岡県あたりが非常に大きな地震動になると想定されていますので、受入基地がなくても、高圧ガス導管は通っているわけでございますので、そういったものは大丈夫なのかとか、そういったこともご検討いただければと思います。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもご指摘ありがとうございました。何か、よろしいですか。

ご指摘いただいた内容に関して配慮していただくということでお願いいたします。

それでは、堀委員。

○堀委員　　首都直下地震の地震動について1つコメントさせてください。

いただいた資料によりますと、震度7に相当する設備があるということでございましたが、私の記憶では、想定された首都直下地震というのは、マグニチュード7クラスの地震を幾つかの震源の場所で考えたものです。そのうちの一つで震度7に該当する地震動があったと推定しています。

申し上げたい点は、いろいろな震源の位置を考えうちの一つの地震動が該当したということです。これはまさに地震想定の高さを物語っていることですが、確実にこの地震が起こることでは決してない。いろいろな地震を考えた内の一つである、ということです。首都直下地震も、ここには記載されていないと思いますが、マグニチュード8クラスの大きい地震があつて、この地震は再現期間が非常に長いために、今回の内閣府の見直しでは扱われてはいません。起こりやすさ、地震の起る確率という点も考慮しておかないと、地震から計算される大きな地震動がひとり歩きして、何でもかんでも備えなければならないという、余り合理的でないことになるように思われてなりません。

まとめますと、起こりやすさ、地震の起る確率というものも考えられて地震動は想定されていますので、是非その点を軽視することなく、この地震動について考えていただきたいと思います。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。貴重なご指摘をいただきました。今後の展開にその辺を十分配慮させていただくということだろうと思います。それ以外、特によろしいでしょうか。

それでは、富田委員。

○富田委員　　今の安田委員のご指摘の点についてちょっとコメントさせていただきたいと思います。

まず1点目の液状化のところですが、ちょっとご説明を割愛させていただきましたが、スライド19のほうに、ガス事業者以外の経験ということで、LPガスのタンク、低温タンクでございますけれども、それにおいて漏えいがあったということに記載させていただいております。一方、LNGタンクのほうにつきましては、地盤、岩盤のところまで杭を打つなど液状化対策というものもやられているということをあわせて記載させていただいているところでございます。

それから、対象事業者として結果的に三者ということになったのですが、ここについては、どこまで範囲を広げて検討するかということで、私の理解は、今回想定した巨大地震において設備設計をどこまでやるかということが必ずしも明確になっているわけではない中で、どの程度被害を受けるだろうかという評価を暫定的にやったと、そういう位置づけが今回なのかなと思っております。

2カ月間で一生懸命やりましたので、よくやったといっていたかなくてもいいのですが、頑張ったというぐらいのことをいっていただけるとうれしいなと思います（笑声）。

以上です。

○豊田委員長　　ご指摘いただいた点も含めて、要はこの評価の使われ方、使う目的に応じていろんな形の展開があろうかと思っておりますので、その辺も含めて次回の方向性を示すときに論点としてお示しいただければと思います。

○大本ガス安全室長　　1点だけ補足で、今の液状化のところというと、前回、2月の審議会でも報告したのですが、液状化で地盤変異が生じる可能性が高いところについては、ガス業界ではその特定とカリスト化を行ってしまして、平成24年のときに一応その対策は済んでいると。また、今後自治体のデータで適宜更新するという取り組みは別途やっているというのが1つと、今の全部をやるということにつきましては、ここの地震動の例えば首都直下とか南海トラフのところで、設備の重要度に応じて現行の耐震に合致しているかどうか今後検討する必要があるのではないかと、ここがまさに安田委員がいわれた

ところに類似するところをごさいますて、ここの重要度に応じというところが、高圧ガス保安法で、高圧ガス小委員会でも、別途、コンビナートの地域で、今、耐震基準に合致しているかどうか検討していただいているところでもあります。これに準じたところがここで記載しているところをごさいますて、そことの横並びで記載させてもらっているところをごさいます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。富田委員、どうぞ。

○富田委員　　訂正がありまして、先ほどのご説明の中で、製造設備でG工場が浸水0.7～0.9というのをお話しましたけれども、東邦ガスさんでなくて大阪ガスさんだそうです。すみません。

○豊田委員長　　どうもありがとうございます。今後ご検討をお願い申し上げたいと思います。

それでは、1番目の議題は以上になります。

引き続きまして、議題2「経年管対策の加速化について」で、まず事務局のほうからご説明よろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長　　資料3を御覧ください。「経年管のうち灯外内管対策の強力な推進について」の資料をごさいます。

「ガス安全高度化計画」で、保安上重要な建物のうち灯外内管につきましては、4大ガス事業者で、2015年度まで、その他のガス会社は、可能な限り、2015年度の完了を目指しております。この10年間で約27万本削減してきて、これにつきましては、ガス会社の地道な折衝作業、また需要家のご理解、協力によって実現したものでございすけれども、一方で、平成24年度末で約10万本が残存しているという状況でございます。

残存しているものの多くにつきましては、やはり需要家のところでその対策に費用がかかるとか、建物の耐震に優先されるというようなところ、なかなか必要性が感じられないというような状況がその理由としてございす。

下から2つ目のパラでございすけれども、そういった状況を踏まえて、この対策を強力に推進するために、今後、不同意案件を対象にして、当面は所有者に対する注意喚起、またその灯外内管の交換を強く求めるとともに、その後、利用者とそのリスク情報を提供するなど段階的に適宜かつ適切な実効性ある措置を講じることが必要であると考えてございす。

なお、民間建物の灯外内管対策、約9万本残存しているのですけれども、長年埋設され

ているガス管の利用者に対するリスク情報の提供については、風評被害等も想定されることから、関係者間の十分な調整を行いつつさらなる検討を行う一方、公営の建物につきまして、約1万本残存しておりますけれども、これについては自治体との連携を図ることで、積極的に削減するという取り組みを行いたいと考えてございます。

4ページ目でそのイメージを御覧いただければと思います。最後のスケジュールというところでございます。これにつきましては、2つに分けてございまして、上のほうが民間建物についてです。まず第一のステップとして、①でございますが、当省からガス業界を通じて、ガス会社に対して灯外内管の改善の通達なり、そのような書面によってガス事業者の方は、所有者、管理者に対して、その利用先への周知の予告を行ってもらいたいと考えてございます。これを26年度、27年度に行う。

2つ目のステップとして、利用者への通知ということで、28年度からガス会社が利用者への周知を行うというようなことを考えています。

また、公営の建物につきましては、下側のほうですけれども、まずは公営建物のリストを作成してもらうことを予定してございます。これについて、リストをもとに、第一ステップとして、ガス会社が出したものを当省と産業保安監督部のほうで、この公営建物の施設管理者に周知を行うというところでございます。これが26年度、27年度の「周知に向けた事前連絡」、ここの部分でございます。

ここを踏まえた上で、28年度から、②のところでございますけれども、当省及び監督部が公営の建物の施設管理者を通じて利用者への周知を行うというようなスキームで考えているところでございます。

ちょっと戻っていただいて3ページ目でございますけれども、そのようなスキームを考えてございますが、3ページ目の2.のところ、公表につきましては、建物の風評被害などさまざまなトラブルが発生する可能性がございますので、まずは民間についての不同意案件に対する公表は現時点では困難であり、また引き続き、その周知方法、時期を含めて検討していきたいと考えています。

一方、公営建物の公表につきましては、国及び地方自治体における一般市民の社会経済活動の安全性確保の責務に鑑み、引き続きその方法について検討を行ってほしいと考えているところでございます。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。経年管のうちの灯外内管対策について、

強力に対策を進めるに当たっての特に周知という点に重点を置いて、今ご説明賜りました。

何か本件に関しましてご意見、ご指摘いただくことはございますでしょうか。

○大本ガス安全室長 説明は省略しますが、参考資料1で、これまでの灯外内管対策の加速化に向けた取り組みという資料もございます。これにつきましては、関係省庁に協力要請をしているものとか、病院とかマンション、あと学校に向けた依頼等、協力要請の資料がついてございます。

○豊田委員長 いかがでしょうか。このような形で進めることを今ご提案いただいておりますので、もう少し具体的な方向に関して、お帰りになってお気づきの点などがありましたら、直接事務局のほうへご指摘いただければと思います。

富田委員どうぞ。

○富田委員 すみません。1点だけ。例えばこういうことをやっていただいたらかなということをご提案したいと思うのですが、事務局の資料の中にありますように、トラブルが起こる可能性があるということです。その当事者になる可能性のある人としては、やはりそういう当該物件をもっている所有者の方ではないかと思うのです。所有者の方々が、どういう形で条件を整えば、利用者への周知、あるいは公表というところをやむを得ないかというようなどころについて一度お聞きいただくということはどうかと思います。

一方、ガス事業者も、紙をもって所有者、あるいは周知作業をするということであり、すとトラブルの当事者になりかねないというところもありますので、明確な法的根拠のある通知となるように、ぜひ慎重にご検討いただければと思います。

以上です。

○豊田委員長 ありがとうございます。それでは、その点もご配慮いただきながら進めさせていただくことで、よろしいですか。

○大本ガス安全室長 今の富田委員のコメントは、確かに法的根拠というところがあればそれはいいということもありますので、どういう形でうまく進められるかということは引き続き検討させてもらって、ある程度ご提示できるタイミングでまたご審議いただきたいと考えているところでございます。

○豊田委員長 それでは、今のような方向で検討を進めていただくということで、難しい問題もございますので、慎重に進めさせていただきたいと思います。

それでは、3番目、本日非常に大きな議論になるところであろうかと思っておりますので、ガ

システム改革の保安規制のあり方という点に入らせていただきます。まず事務局のほうから、これに関して資料4に基づいてご説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 資料4を御覧ください。ガスシステム改革における保安規制のあり方（案）でございます。

「検討の目的」でございますけれども、資源エネルギー庁で、昨年11月からガスシステム改革小委員会を設置し、その検討をしているところでございますけれども、そういうことを踏まえつつ、ガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観点を踏まえて、望ましいやり方について検討を行うというものでございます。

一方、「検討にあたっての基本的考え方」として6つ挙げてございます。（1）が「保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標の達成」、（2）が「保安の責任主体・責任範囲の明確化」、（3）が「規制の整合化」、（4）が「需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ」、（5）が「保安業務における実施者間の連携」、（6）が「電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性」でございます。

2ページ目を御覧ください。「都市ガス安全規制の変遷」です。これまで国の都市ガス安全規制につきましては、社会動向やニーズを踏まえ、安全水準の維持向上を前提としつつ、各主体の自己責任原則を重視し、国の関与を必要最小限とした体系への転換を図っているところでございます。

真ん中に図1がございますけれども、図1では、平成7年に大口ガス事業者の制度を創設して以来、段階的にガスの販売の自由化を行っておりまして、現在では年間契約ガス使用量が10万以上にまで拡大しているというところでございます。

2ページの下側ですけれども、大口ガスの届出につきましては、昨年3月時点で94事業者から727件届出がされて、新規参加者は約15.3%。これにつきましては、電力では3.5%と大きく上回っているところでございます。

過去10年間でこの大口ガス事業者における事故件数は特段発生していない状況になってございます。

続いて3ページ目を御覧ください。真ん中に図2がございまして、この図の真ん中に供給段階と消費段階というところがございます。供給段階も、いわゆる公道といわれるところと需要家の敷地内というところでございます。この供給段階の需要家の敷地内と供給段階、ここに関するものを需要家保安と呼ばせていただいています。

これにつきましては業務として4つ今挙げておりますが、1つが内管の技術基準適合維

持義務、2つ目が需要家所有のガス工作物に係るものということで漏えい検査、③につきましては消費機器に関するもの、④として緊急時対応に係るものがございます。

4 ページを御覧ください。図3の赤字で灯外内管、灯内内管というところ、これは保安責任区分、赤字は事業者になってございます。ただ、資産区分は、この上に書いてあるように、需要家ということで、この引き込まれた管が内管といわれるところでございますけれども、ここが所有資産と保安責任区分が一致しないという状況になってございます。

一方、図4のLPにつきましては、いわゆる需要家、メーターからガス栓までのところは資産区分、保安責任とも需要家、図5の欧米につきましては、メーターから先は需要家の責任になっているという状況でございます。

次いで5 ページ目を御覧ください。②「灯外内管及び灯内内管における事故の状況」でございます。(a)の灯外内管につきましては、過去5年間、ガス事故件数374件、うち死傷事故件数が46件となっております。(b)の灯内内管につきましては、ガス事故件数42件、うち死傷事故が7件という状況になってございます。

③の「灯外内管の残存状況」でございますけれども、白ガス管とかの腐食劣化対策管、これにつきましては、昨年3月末の残存数が、個人宅も含めて324万本という状況になってございます。

④の非安全型消費機器、マイコンメータでございますが、非安全型消費機器の普及状況、不完全燃焼防止機能がついてない小型湯沸器につきましては、昨年3月末で約9,000台、残存率は0.04%とかなり低い状況になっております。

一方、不燃防なしのCF式風呂釜につきましては、昨年3月末で残存数約1万2,000台、残存率0.05%低い状況になっております。マイコンメータにつきましてはほぼ100%の普及状況になってございます。

⑤の内管の検討状況につきましては、約10年前にガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方ということで内管の保安規制を検討してございます。この中では、一致させるということについては需要家の保安責任を拡大することになると。需要家においては、必ずしも事故の保安責任の意識が十分に確立してない現状では、この一致については、需要家の意識の醸成確立、また機器の普及状況をみながらさらに検討されるべき問題としてございます。

ここで、1つ目の論点でございます、6 ページ目を御覧ください。現在、需要家資産である内管の技術基準適合維持義務をガス会社に課しているところがございますけれども、

大口供給及び小口供給それぞれ、AからDまでについて、今回のガスシステム改革において、資産所有区分と保安責任区分の整合性についてどう考えるかと。自己が所有している内管については消費者自らが保安責任を負うべきとし、内管の保安責任をガス会社から需要家に移管するのが適切か、移管することで需要家の理解が得られるのか、また、保安が確保されるのかということをも1つ目の論点とさせていただきます。

また、仮に内管の保安責任を課す場合というのは、維持義務を需要家に課することになりますので、需要家が当該管を自ら検査する能力を有する有しないにかかわらず、安全上の観点から引き続きガス会社に検査の義務を課すことについてどう考えるか。また、需要家が当該管を自ら検査する能力を有しない場合には、引き続きガス会社による検査を実施する仕組みが必要と考えますが、それを自己の責任で選択できる仕組みについてどう考えるかということでございます。

3パラ目、仮にそれを移管しない場合は、どのような場合に移管可能かも含めてその方向性、見直し時期について検討する必要はないか。場合によっては部分的に移管することの問題がないかということ。また、需要家に対して求めるべき点はないかと。先ほどもそうですけれども、ガス会社のほうでお願いしたにもかかわらず、なかなか取り替えに応じられない場合の措置など、こういうことについてもどう考えるかということでございます。

これにつきましては、エネ庁のガスシステム改革では、特段、本件についての議論は行ってございません。それが1つ目の論点でございます。

次に、2つ目の論点に行く前に20ページ目を御覧いただければと思います。20ページ目はエネ庁のガスシステム改革検討会で検討されているその検討の状況でございます。20ページ目、(1)から(4)まで4点、改革の目的を挙げてございます。また、下から2つ目のパラですけれども、本年の2月までに22の都市ガス業者からヒアリング、また、各社は小売自由化に向けて前向きに取り組む姿勢を表明し、3月には会員ガス会社からのヒアリング、また4月から具体的な論点について議論を進めているところでございます。

その論点が、20ページ、論点1から、次の21ページ目の論点7までの論点ごとに検討しているというところでございます。

なお、保安に関しては、論点3、5月29日に、小売全面自由化で、その保安維持・向上させていくために、今のガス工作物、消費機器についての保安がどう課されるべきか、また論点5で、6月5日に、簡易ガス制度のあり方をどのように考えるかということについて検討

しているところでございます。

また、8回目までの主な論点というのが21ページ目から23ページまで、それぞれ事業者から出されているところでございます。

23ページ目、これから2つ目の論点に行くところでございますけれども、ガス事業者として日本ガス協会、新規参入者として、3.ですけれども、関西電力がオブザーバーで出席しているというところでございます。

この中の(1)「見直しの必要性」の2行、下線が引いてございますけれども、小売が全面自由化される方針となったときに、ガス事業の類型は小売を担うガス小売事業と、導管の維持・運営を担うガス導管事業の2つに整理するとされているところでございます。

その中で、23ページ目の下の下線4行でございましてけれども、需要家保安を新ガス小売事業者間で競争すべきとするか、そのときにあるものが一元的に行うとともに要するコストは、それを利用する事業者が応分に負担するとし、そのガス小売事業者間で競争する対象とはしないべきか検討する必要があるということで、この議論をしてございます。

それを25ページの表のように分けて、エネ庁では、A B C D Eというような区分けで議論してございます。その議論の状況は、説明は割愛しますが、委員からの意見、事業者からの意見というのが25、26ページ目にかけて出されているというところでございます。

いずれにしても、この検討についてはこのガス安全小委員会で議論するというところになっているところでございます。

そういったエネ庁での議論を踏まえて、また戻っていただいて7ページ目を御覧いただければと思います。7ページ目の(2)、先ほどの「技術基準適合維持義務以外の内管の漏えい検査等のあり方」でございまして。

まず、現状として、内管の漏えい検査につきましては、(a)の最初のパラでございましてけれども、内管について、40カ月に1回以上の頻度でガスの漏えいがないか点検を行い、その漏えいが認められない状態としなければならないことを規定しているという状況でございまして。

続いて8ページ目を御覧ください。(b)消費機器の周知・調査義務でございまして。ここについては、需要家が保有する消費機器について、ガス事業者がその機器の管理、点検または使用場所の環境、換気、ガスの使用に伴う危険防止に関して必要な事項を需要家に周知する義務を課している。また、ガス会社に対して、その特定の要件に該当する湯沸器

とか風呂釜につきまして、40カ月に1回以上の割合で調査する義務を課しているという状況になってございます。

続いて9ページ目を御覧いただければと思いますけれども、(c)の「緊急時の対応義務」でございませう。この緊急時対応義務でございませうけれども、ガス会社に対してガスによる災害が発生し又は発生おそれがある場合、需要家から通報され対応を求められたときとか自ら事実を知ったときに、速やかに対応する義務を課しているというところでございます。

以上3つの保安責任をまとめたものが9ページ目の下の表になってございませう。小口については全部、また大口については、工業用建物と工業用建物以外で分けて義務を課しているという状況になってございませう。

続いて10ページ目を御覧ください。これが2つ目の論点でございませうけれども、まず(a)でございませう。「需要家保安に係る保安責任」。都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定されるところ、需要家の選択が自由に行えるようにする中で、保安の水準を維持・向上させていくためには、大口供給及び小口供給について、それぞれの義務がどう課されるべきかということ、また、それ以外の義務ということで検討すべき保安義務はないかということで4つのカテゴリーをここで挙げていませう。

(i) 新ガス導管事業者が一義的に保安を担う。(ii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担うが、要望すれば他の事業者に委託が確実にできる。(iii) 新ガス小売事業者が一義的に保安責任を担い、委託は受託事業者と合意すれば可能。(iv) その他の方法ということでございませう。(iv)につきましては、エネ庁のほうでは特に書かれてございませうけれども、今回のケースでいくと、特にA、B、C、Dにつきまして、需要家に責任が行くという場合には、この今の(iv)の方法になるでしょうし、場合によっては(ii)の変形とか(iii)の変形ということがあるかもしれませんので、そういう場合にはこの(iv)ということになるかと思ひませう。

この業務について、内管の漏えい検査から緊急時対応業務、AからMそれぞれについて、今の(i)から(iv)のどれに当てはまるかということが(a)の部分でございませう。

(b)につきましては「その他の留意事項」ということで、それぞれ、先ほど基本的考え方というのを1ページ目に挙げさせていただいておりますけれども、保安レベルの維持・向上、安全高度化目標の達成、需要家の選択肢拡大とインセンティブ、需要者間の連携などの観点から、留意すべき点はないか。また、今回のシステム改革で法律上明確に実

施すべき保安業務があるかということです。

(考慮すべき視点)として、10ページ目から11ページ目まで、説明は省略しますが、も、挙げさせていただいているということでございます。

続いて、3つ目の論点で、12ページ目を御覧いただければと思います。簡易ガス事業に係る保安のあり方であります。簡易ガス事業につきましては、簡易な設備でガスを発生し、導管により70戸以上の需要家に供給する事業でございますけれども、69戸以下の場合、LPガス販売事業として液化石油ガス法の規制対象になるということでございます。

12ページ目の図6ですけれども、簡易ガス団地については、形態の違いで、マンションなどのビル単位で供給する集合住宅型、これは上のほうの図と、あと公道に埋設されたガス導管を通じて戸建ての住宅団地に供給する住宅団地型、この下側に大きく分けられる。最近では、上の集合住宅が7割を占め、住宅団地型は減少しているというところでございます。

また、大規模団地というものが、実は昔、1970年代に許可されたものがありますが、これが3,000以上の団地で16事業、全体の0.2%でございます。

また、13ページ目を御覧いただければと思いますが、図7で「需要家への供給のイメージ」で、上がガス事業法、下が液化石油ガス法でございますけれども、需要家件数が多いものは一番上のストレージタンク、バルク供給といわれるバルクの貯槽を設置して供給するスタイル、また、ボンベハウスといわれる、50キロ容器が何本もそのボンベハウスの中に設置されて、そこから供給されるスタイル。液化石油ガス法については、家の軒先でLPガスの50キロボンベが設置されているというケースがございます。

14ページ目に、図8でございますけれども、簡易ガス団地の供給分布、それぞれの70戸以上から1,000戸以上のスタイル。一番供給コスト多いものはストレージタンク、バルクについてはその次、一番多いのは70～100戸台という状況になってございます。

15ページ目に「簡易ガス事業の規制」ということで、②の(a)「事業規制」につきましては、簡易ガス事業は許可制ということでございます。また、料金等の供給条件は認可制としてございます。LP法につきましては、70戸未満については液化石油ガス法で事業の登録とか書面交付義務とか保安規制を課しているという状況でございます。

(b)「保安規制」については、簡易ガス事業者については、一般ガスと同様な保安義務が課せられているということでございます。それがその1パラ目書いている内容でございます。

また、LPについては、その液化石油ガス法に基づく保安規制が課せられているということでございます。

説明は省略しますが、参考資料2-1の43ページ目に簡易ガス事業と液化石油ガス販売事業の主な保安規制というものを、目的から行政手続き、今の保安に関する規定とかそういうものを57ページまで記載してございます。

ここで、戻っていただいて15ページ目の「論点」でございますけれども、先週6月5日に開催されたガスシステム改革小委員会で、簡易ガスに係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提として簡易ガス制度を廃止し、LPガスを導管で供給する事業に係る保安規制は、戸数にかかわらず、液化石油ガス法で整理したほうがよいのではないかという意見が多かったという状況でございます。

これを受けて、この簡易ガス事業に係る保安規制を液化石油ガス法に移行することについて、安全確保を大前提とした上で、規制の整合化が図れるのであれば移行が可能かどうかということ、また、移行を検討する上で保安の観点から留意すべき点があるかどうかということ等を論点として挙げさせていただいております。

16ページ目はそのガス事業法と液化石油ガス法のイメージを書いたものでございます。ガス事業法の中でも一般ガス事業者また簡易ガス事業者、大口とかいろいろございますけれども、この簡易ガス事業の黄色のところは右側の液化石油ガス法のところに移行する、これについてどう考えるかということでございます。

(考慮すべき視点)として、説明は省略しますが、16ページ目の下に挙げさせていただいております。これが3つ目の論点でございます。

最後に、4つ目でございます。17ページ目、「消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方について」でございます。現状、ガス事業法、液化石油ガス法では、需要家が保有する消費機器又は消費設備について、事業者がその機器の管理・点検、そういうものを行っているところでございますけれども、この17ページ目に書いてあるように、周知の対象の頻度、ガス事業法については3年に1回、液化石油ガス法については2年に1回という状況になってございます。

また、②、機器の調査業務につきましては、18ページ目の表をみていただければと思います。ガス事業法では、黄色の部分、一番上ですが、40カ月、液化石油ガス法については4年に1回という状況になってございます。

また、不在処理で、ガス事業法については、3回訪問した場合に不在として処理が可能

である。一方で液化石油ガス法では、特に規定がないので、何度も再調査を実施する状態になっているとも伺っているところでございます。

19ページ目を御覧ください。そういうことでの4つ目の論点でございますが、消費機器の調査、周知頻度について、可能な限り、両法の整合化を図るべきではないか、また、整合化を図る際には、厳しい側、厳しくない側どちらに整合するのが適切か。また、内容について整合化することによいか。今回についてはエネ庁のシステム改革検討会では特段議論を行っていないということで、（考慮すべき視点）を3つ挙げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今、詳細にご説明賜りましたが、非常に重要な問題でありまして、論点を本日は4点ご指摘いただいております。それぞれの論点ごとに議論を進めていただきたいと思いますと思いますが、まず、このガスシステム改革における保安規制のあり方という全体に関しまして、今、資料4の1ページ目、「検討にあたっての基本的考え方」でこの6つ指摘されておりますが、この内容、それから、いや、もっとこういう点も含めるべきだというような点がございましたらご指摘いただきたいと思います。

どうぞ、辻委員。

○辻委員　　全国ガスの辻でございます。働く者の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、このシステム改革全般についてでありますけれども、国民生活、あるいは産業活動の基盤となるエネルギーの産業構造を大きく変えるものということで、一度変えれば簡単には後戻りできないということから、お客様、社会のための改革という目的に常に立ち返ることが必要だと思います。また、将来に責任がもてる制度設計とするためにも、結論を急ぎ過ぎないで、また、机上の議論に終始せず、現場実態、あるいは中小事業者の実態を十分に踏まえていただきたいと思いますと考えております。

その上で、保安についてということで、大きな視点からということなので、ここで2点発言させていただきたいと思っております。

まず1点目は、全ての関係者の協働という考え方についてであります。ガス安全高度化計画にあります、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等の協働という基本的な考え方のもと、各主体がそれぞれの役割を果たしてきた結果、保安レベルは着実に向上してきて

おり、今後もその考え方を堅持するべきと考えます。ガス関連産業で働く者は、お客様の保安は私たちが守るという強い使命感があり、保安レベルの維持向上に貢献してまいりました。今後も、ガスを供給するというライフライン事業を担う者であれば、保安業務に直接携わるか否かを問わず、安全上問題があるような事象、予兆を見逃さないという高い意識、マインドをもつことが最低限求められるものと認識しております。

したがって、これは個別の論点に少し踏み込んでしまうかもしれませんが、新規参入者を含めた全ての関係者が何らかの役割と責任をもって協働することで、さらなる保安の向上につながる制度設計とすることが、お客様、社会の利益増進やガス関連産業の発展に資すると考えております。

特に大規模災害時には、全ての関係者が何らかの役割と責任をもち、早期の復旧に向けてお互いの利害を超えて万全な対応ができる制度とすることが、ライフラインを担う産業の姿として望ましいと思います。

そして、大きな視点から2点目でありますけれども、働く者の努力が正当に評価される制度という観点で発言させていただきます。各事業者は、法令に定められた事項に加えて、法令の枠を超えた自主保安も含めさまざまな保安施策を講じており、現場で働く者としても、その重要性を理解して、保安レベルを高めるために努力を積み重ねております。今回の改革によってどのような案が選択されようとも、自主保安を含めた保安レベルが低下することがないように十分な配慮が必要と考えております。

その上で、働く者がお客様の安全を守るためによかれと思って実施してきた作業が正当に評価されなければ働く者のやりがいにも影響を与え、お客様社会の利益の増進にもつながらない、こういう懸念もございます。こうした不安を払拭して保安レベルを向上させていくためにも、働く者の努力が正当に評価されて、やる気を生み出す制度設計としていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。非常に大事な視点をご指摘いただきました。

大河内委員、お願いいたします。

○大河内委員

この資料の5ページにもあるのですが、以前保安規制のあり方について議論があったときに、家庭需要家のところはどうなのだろうという話になって、自由化は早いとい

うか、需要家が自分のものだとしてガス管について全然思っていないというようなことを理由に、そこまで踏み込まないと決まっていたのですけれど、それが、平成14年ですから大分たっていますけれど、今に至っても、特に一般の家庭や、小口の事業をやっているところの方たちが、ガス管について自分で何か責任をもたなければいけないのだというような意識が高まったとは全然思えません。

電気もそうですけれど、ガスも事業が独占的になされていたということは、制度的にも、競争を入れることによって消費者が利益を得られない公益的な分野だからということがあった、そのために独占的な制度が合理化されてきたのだと思っていました。

長い間そのように思ってきたのですが3.11の東日本大震災そして福島第一原子力発電所の事故があって、独占をしていることの弊害というものもたくさんあるのだと思うようになりました。そんなわけで自由化が議論になるということについては、みんなの理解があると思っています。でも電気はともかく、ガスについては、今こんな問題があるというふうに問題になっていることがほとんどない、一般の家庭の人たちはそういうことも感じていないときに、家庭用のところまでガスの供給を自由化するということは、私たちにとってどんないいことがあるのかということが余り想像できません。例えば料金が安くなる、みたいなことも含めて何が起きるのが想像できないということで、その自由化そのものに不安を感じてしまいます。

まして保安については、ガスの事故というのは、事故が起きた家庭だけでなく、周辺にも大きな影響を及ぼしますから、保安については、自由化についてさらに心配しているということを是非わかっていただきたいなと思っています。

○豊田委員長　非常に貴重な、重要な指摘をいただいております。これに関しては特によろしいですか。

では、どうぞ指摘ありがとうございます。それでは、織委員、お願いします。

○織委員　私もちょっと一言だけいわせていただきたいと思います。私は法律の専門家ではあるのですけれども、保安の問題と法的責任を同じレベルで議論することに対して若干違和感をもっております。

というのは、今回の保安の問題は、一つ一つの契約という個別の点的な問題からはるかに超えて、面的な問題を非常に内包しているものでありまして、例えば1カ所で事故が起こったときに、それはほかにも影響が及んでしまうというようなところですか、あるいは、あるガス事業者さんと契約を結んでいないような不在住宅があったような場合に

はどうするかということで、そのエリア全体で保安レベルを維持していかなければならないという問題に関して、一義的に誰が責任をとということではなくて、関係者全体が連帯して、今、日本国が維持している保安水準を達していくという責任はすべからくもっているのではないかと思います。

これは、ガス事業法に規定しようがしまいが、ガスという危険な物質を販売することに伴って、それを安全に使用してもらうという責任はどの事業者においても当然出てくるものだと思います。たとえ導管事業者でなくて販売事業者が責任を仮に負わないとしたとしても、そうかといって、ガス事業者が、事故が起きました、そのまま知りませんと、これはやはり消費者としても納得できないという部分があると思うのですね。

ですから、やはり面的な保安ということを考えていったときには、一義的な責任というよりかも、この、今、日本国が維持している保安レベルを関係者間でどうやって協働して維持していけるのかという制度のあり方、誰が技術をもっていて、誰がネットワークをもっていて、誰が一番コストパフォーマンスよくそのサービスを提供できるのかという、まず保安のあり方みたいなものを議論してから、次に責任のあり方というのが議論されるのではないかという印象をもっております。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。非常に本質的な貴重なご意見を賜っておりますが、ご意見を次々お伺いしたいと思います。

水流委員、お願いいたします。

○水流委員　　先ほどおっしゃられたように、ガス、非常に危険というわけではないですけども、危険なものを安全に取り扱う技術、これを誰がもつべきかといったときに、織委員もおっしゃいましたが、やはり区域、ガスの場合ですと、ある一定地域における安全・安心というのをどうしても考えないといけないと。そうすると、この消費者のほうにしてみても、土地の所有者、建物の所有者、非常に複雑に入り組んでいる。先ほどの灯外内管のことに关しましても、借家の方の場合には、当然所有者が灯外内管の安全性を担保してほしいと思うけれども、そこがきちっと安全に管理されているかどうかということは、借家の人たちはその情報をもたられはいないという状況にあります。

そうしますと、区域における安全・安心をどういうやり方でうまく戦略的にみんなで守っていくかということに関しては、やはり何らかの保安責任というものをプロが負わないといけないのではないかと思いますのは、そういう所有者が異なるということと、これから超高齢社会になっていったときに、認識、認知の問題で、それを真っ当にできる方、真

っ当にできるという状況がなくなってきたとき、さらに複雑さが増してくるであろうということを考える。

B to Bの場合のガスの使用と、先ほどいったB to Cの場合というか、一般消費者の場合、小口で一般消費といったものの場合に少し整理しておかなくてはいけないだろうと。危険なことは、自由化したときに、B to Cの場合に、非常に安いほうに安易に流れていったときに、安全・安心の担保をどこがやっているのかというところは非常に難しくなる。

こうしたときに、ある意味、どこかB、ビジネスの部分の人が保安責任を負って、そして、もう少し標準化していく、保安レベルを標準化していく、やり方を標準化していくということが非常に重要であろうと。このC、コンシューマーに対する安全・安心の担保の仕方というやつは、単に技術というテクノロジーの話ではなくて、かなり人々を管理する技術みたいなものも入っていると思いますので、そこ辺がかなりばらついているような気がするのですね。そうしますと、そこを標準化していくということも含めて今回考えないといけないのではないかと今思いました。

○豊田委員長 全体的に含めて非常に本質的な議論をいただいておりますが、三浦委員、よろしく願いいたします。

○三浦委員 皆さん、暑くてうんざりという感じだと思うのですが、私は普通のおばさんなので、こういうことを考えていますというので聞いていただければいいのですが、これは意見なのですが、タイトルが「ガスシステム改革における保安規制のあり方」というのを見て、何の話をしているのかわかる消費者がいるのでしょうかという話なのです。後から、これはガスの自由化なのですかということで翻訳したときに、「えっ、そんな話が進んでいるの？」というのが実は大方の消費者団体の人たちの意見だったわけです。2～3、この間から期間があったので、どう思うというのでいろんな人に聞いてみたのですが、一般の人からすれば、「大体、システム改革って何？」という話なわけです。

この名前こそが、一般消費者を混乱に導いているのではないかと。別に批判ではないのですよ。都市ガスの自由化とって、電気も自由化されたからガスも自由化されてもしょうがないのかなあと思っている消費者と、いや、別に電気は確かに競争でいろいろできるかもしれないけれども、ガスを自由化して果たして私たちのインセンティブが何かすごく変わったりするのかしらというご意見も非常に多かったのですね。自由化するなんて聞いてないのですけれどもというか、全然知らされてないのですけれども、私たち、意見を言

う場所がどこにあるのでしょうかという方たちから、あなたたちがしっかりしなさいと私は怒られたのです。全然情報が伝わってないし、何を今ここで急がなければいけないのかということ、根本がわからないというご意見が非常に多かったということを1つ意見としてお話しさせていただきます。

それからもう一つは、新規参入ということで経済学上はいろんなところが入ってきて、活性化したらいいんじゃない、競えばサービスもよくなったり料金も安くなったりとかいうことをもしかしたら思われている方も多いのかもしれませんがけれども、基本的に思うのは、保安とか安全って、それをコストと思われるような事業者さんに入ってこられたらえらいことなのですね。参入障壁とか言う人がいろいろいるのかもしれないけれども、そういうことと安全というのは違うというふうに、セットで考えていただかなければ困るわけです。

これからどんどん高齢化して、ひとり暮らしがふえます。丁寧に丁寧に説明しなければいけないのだと。導管のことも含めてですけれども、このような時代になってきて、しかも世帯数が減って行って、隣のおうちは何をしているかわからない、家族機能は低下している、社会情勢がすごく変わってきているところに、経済理論だけで保安とか安全が守られるかという、それはちょっと怖いなあと、普通の主婦とか、おばさんとしては思うのですよね。

今後の制度設計ということできちんとやっていかなければいけないことが多分きつとあるのだと思いますけれども、さっき織先生がおっしゃったとおり、法律ということももちろん含めてですけれども、すごく慎重にやっていただきたいし、やっていかなければいけないだろうなあと。いろんな意見があって、ここで変な急ぎ方をしないでいただきたいというご意見も非常に多かったので、そこも含めてお願いしたいなあと思いました。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。引き続いて一通りご意見賜りたいと思います。

和田委員、どうぞ。

○和田（眞）委員　　コミュニティーガス協会の和田でございます。

いろいろご心配があろうかと思えますけれども、まず、エネルギー事業者にとって最も大切な商品は安全ですので、これはどの事業者もそこを意識して、ファーストプライオリティは保安の担保、安全の担保であります。それから、ガスシステム改革小委員会のほう

で一定の保安議論がなされた後に当委員会のほうに回ってきているわけですが、本来、自由化だとかシステム改革というタームでみても、保安のあり方、どうあるべきかというのは本質的にはこの委員会のマターではないかと私自身は理解して、少し違和感を感じております。

それから、所有権と保安責任のところですが、少し誤解があると思いますけれども、液石法がメーター以降は所有者または占有者となっておりますので、貸家の消費者に対しても事業者は明確な保安をこのようにやりますという保安契約をきちっと示して、それを認めてもらった上で契約しております。ですから、責任が、ややもすると、この説明を聞いていると、どうも消費者自身が保安検査やっているのではないかと。液石法に関して。そういうことは全くありません。

ここの建てつけを少しご説明させていただきますと、まず、液石法は自由競争という前提になっておりますので、保安システムは認定保安制度となっております、非常に厳しい。本当にここで議論されるのであれば、このペーパーを本来は私どもが用意して、しっかりしたご説明をさせていただければよかったですけれども、厳しい認定制度が我々事業者はこのような保安業務計画書を提出したり、それから損害賠償責任はこのような建てつけになっていきますという証明書を提出したり、緊急時の対応の場合は、対応できる範囲を記した図面を提出したり、その他もろもろ細かい規定があって、まず、国の厳しい認定をとった事業者のみが保安をやらせてもらえるという建てつけになっています。

それから、当然、保安業務規程というのは、その中で提出して認可を受けるわけです。それから報告義務がもちろんあります。保安業務実施報告書は毎年出さなければいけません。それから、一般消費者の増減に関しても、一般消費者の数、保安業務資格者の数、保安業務機器の保有台数、そういう細かいものも細かく提示して国の審査を受けているわけです。それから、認定そのものも5年に1度は更新をしなければいけないとなっています。

それから、消費者等ガス事業者、エネルギー事業者、液石法の事業者との契約は2段階構成になっておりまして、販売契約と保安業務契約と分かれております。保安業務契約の中には、自社でやりますと、自社の保安でお客様の保安責任は全部我々がこういう体制で負いますということをお客さんに認めていただいてやるケースと、それから、今後出てくるでしょう、域外というところがあると、委託契約が認められている。認定保安機関に委託制度を認めている。ですから、液石法でいうと、各県に、県も協力して、保安センター

のような組織がありまして、そこに中小のガス事業者さんたちは委託をしていっているということになります。

それから、委託のケースも、一部委託と全部委託と分かれておりまして、一部を委託する、あるいは全部を委託する。それから、30分以内に緊急出動ができないというエリアでお客さんとの供給契約を交わす場合は、業務委託契約を交わさなければ販売契約そのものできないという建てつけになっています。時間がないのであれかもしれませんが、基本的にはお客さんに極めてリスクの高い保安責任が負わされるということはありません。

それから、少し事業者の立場から。先ほど、ガスシステム改革小委員会という名前云々というよりも、自由化とは何だというのが出てきたと思いますけれども、くどく申し上げますけれども、ガスの自由化のファーストプライオリティは安全の担保であります。自由化の入り口は、安全の担保から、これは全ての業務オペレーション、営業、工事、検針、さまざまな業務オペレーションに、電気と違ってガスの場合は保安情報が複雑にかかわってきます。そういうところに例えば選択肢がないと、競争がないというのは、ちょっと誤解を受けるかもしれませんけれども、少し説明させてください。

規制緩和による自由化は、自由化によって皆さん求めておられるのは、独占企業による独占価格を排除するというのが最も消費者利益だと考えがちですが、それだけではなくて、長期にわたる市場競争を通じて生まれるイノベーション、新たな、クオリティの高い、コストの安いサービスに向かって新規参入の人たちがリスクをとって投資してくると、あるいはそういうところに競争を求めてくる、そういう競争が起きることによって最大の消費者が利益の受益者になると。それは通信の世界でもどこでも、競争が起きてから新たなシステムイノベーションというのは起きているわけです。そういうものに対してマーケットも投資を志向していくわけです。

強く規制が残っている、誰も投資しないですよ。それから、市場の能率競争による強い需給調整力こそが、非能率的な企業、あるいはブラック企業を退出させて新陳代謝を促し、新たなイノベーションによる産業競争力を強化し、成長戦略につなげることができると考えている。このことは日本企業の今後海外展開の……。

○豊田委員長　簡潔にお願いします。

○和田（眞）委員　はい。我々は新規参入ですけれども、保安はリアルタイムに可視化が必要だと思っていまして、これは新たな人たちが大きなチームを組んで新たな挑戦をするので、もちろん、新規参入をするのにリスクをとった保安投資は厳しいという方がおい

でになれば、それはネットワーク事業者に依頼されることが担保されていればいいと。自分たちの意思で高質なオペレーションシステムを組み上げるのだと強い意思をもっておられる人たちは、自分たちでやれる、認定制度を組み込んで、介してそういう人たちにチャンスを与えるというのを私は一理だと思っております。すみません。

○豊田委員長　論点をあと4点ほど準備していただいているのですが、もう全て入り込んだ形で議論が進んでおりまして、もうこの状態であれだと思っております。

吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　私も、5時までに退出しなければいけないので、論点に多少入り込んだ形で意見を述べさせていただきます。

まず冒頭に、乱暴に申し上げれば、小口需要家に対するガスの自由化ということのスキームだけが決まっていて、誰が保安責任をどうとるかということが後追いになっているということに対して、私自身、驚愕を感じざるを得ません。そもそも、相まって、どうやって保安、安全が確保されるのかということが十分に担保されることなしに、自由化だけが先行して、一応方針として自由化だけが決まっていたということには、私自身は大いなる疑問を感じているということをまず最初に申し上げたいと思います。

それから、基本的考え方、1ページの(6)に「電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性」ということが書いてあります。一見、もちろんこれは説得力があるようにみえますが、どなたかもおっしゃっていましたが、電気以上にガスは、一たび事故が起こったときに周辺に及ぼす被害というのが非常に重大であるというこのガスの特質性というものを決して見逃してはいけないと思います。

それから、事実として、平成14年に需要家の自己保安責任意識の醸成確立がまだできていないといわれてから、ねずみ鋳鉄管の更新すらまだ完結していないこの事実。目にみえないところのガス管がもう長年当たり前のように守られてきた需要家にとって、月日の経過でこの意識が醸成されるということを期待してはいけないと思います。

多少乱暴に言えば、本来は工作物の所有者として民法上の責任を負っているわけですから、ガス事業法上で技術基準適合維持義務、これを事業者の規定されているか否かにかかわらず、やはり所有者がもっている責任、これは当然にもっているということの認識がまだない。もしこれを劇的に変えるのであれば、ガスの自由化ということで消費者に仮にインセンティブ、ガスが自由化になることのメリットを感じてもらえるのであれば、思い切ってここでわかりやすく、需要家にも責任がある、ただし、事業者も逃れられない、重畳

的な責任の規定に改めるということは必要かなと思います。

つまり、安全、コストと考えてはいけないというご意見がありました。そのコストってマイナスイメージはそうなのですけれども、やはり当然のこととして、安全はただで手に入るものではなくて、一人一人がそれなりの責任と費用の分担をしなければいけない。これは事業者も含めて、販売者は販売していればいいだけということでは決してないので、三者、四者、国も含めてみんなが責任を共同し合うということ、この具体的なスキームはもうちょっと学ばないと私自身も提示できないところがあるのですが、その際、1つだけ、当然、自由に選べるとなると、販売業者は二転三転していくことが考えられて、その間の保安情報なりが適切に受け継がれないと大変なことになります。

ですから、どうぞ、ガス管の調査点検、あるいは内管がどういう状態であるのか、この器具についてはどれだけの割合で調査がなされているかという、マップというか、情報の一元化、これも新しい制度の中できちっと義務づけて、漏れのないように受け継いでいくということが非常に大事なことになるだろうと思っています。ここら辺の制度がしっかりできないうちに先行で走ってしまうということだけはないように、やはりここは議論を尽くした上で、関係者の納得と協力のもとに新しい仕組みというものを考えていく必要があると思います。

以上です。

○豊田委員長　　ありがとうございました。だんだんと前提条件が非常に怪しくなっているのですが、東嶋委員、どうぞ。

○東嶋委員　　短く、全体にかかわることですけれども、私も、今まで発言されていらっしやっただけの委員の方、特に大河内委員、三浦委員がおっしゃっていましたのと同じように感じています。

政策のプライオリティというのはまず国民の利益のためにあるべきであって、今回のガスのことについては、何を国民が求めているかという、安定供給、安全、そしてコストだと思うのです。大河内委員もおっしゃいましたが、今国民が特に問題を感じていないというときに、なぜわざわざシステム改革という名の自由化をやるのかといえば、単に電力を自由化するとか、それから業者の問題であって、それを国民が利益を得るという不確実性の名のもとに断行されるという状況なのだと思いますけれども、少なくとも保安を第一目的に議論するということでしたら、システム改革のゴールが、タイムリミットが決まっている中で慌てて保安について議論をするといっても、結果的に、よりよい、かつ、コス

トパフォーマンスのよい保安になるとはなかなか思えないのでありまして、このところは国民が納得できるような議論を進めていただきたいと思います。

灯外内管のことなどについても、また後で申し上げたいと思います。

以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございます。立原委員どうぞ。

○立原委員 私、全国LPガス協会の者でございます。LPガスの立場から1つだけ発言させていただきます。

先ほど皆様から、保安を拙速に決める必要はないのではないかという意見が出ておりましたが、やはり最終的には消費者の安全担保が最大限の目的でございますので、当協会としても拙速に決める必要はないと考えております。ただ、他の委員からもお話がありましたように、安全が担保された上でありますが、ある程度競争原理を入れることにより、コストが下がれば、消費者の利益に繋がるのかと思っております。

私どもLPガスに関していえば、販売店自らが担う又は保安機関に委託するという違いはあっても、最終的には販売店が責任をもつ形で仕事をさせていただいているわけでございます。都市ガス事業を自由化する際には、ここでいう灯内内管についても都市ガスの工事業者とLPガスの工事業者を最終的にはイコールフットイングにさせていただきたい。

私ども、LPガスの場合は設備工事等の国家資格を保有すれば宅内の器具などを交換・調査できたり、取付工事ができますが、都市ガスにはいろんな形の社内基準等により、いろんな形の資格があります。できましたら、消費者の安全の担保を大前提とした上で、このような資格を共通化していただき、消費者が自由に工事業者を選択することで消費者が利益を得られるようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。大河内委員、追加のご意見ですか。

○大河内委員 私は和田委員にちょっと質問したいだけなので、ほかにご意見があれば。

○富田委員 この論点については後ほど表明させていただくとしまして、大きくりのところについて発言させていただきます。

ガス事業者は、ライフラインを預かっているという使命感をもって事業をやるとともに保安の向上も努めてきました。ただ、ガス事業者だけがやってきたわけではなくて、国も、需要家も、それから機器をつくっていただくメーカーについても、安全な機器、センサなんかを含めてやってきた。その結果、需要家保安というのはかなり高いレベルまで来て

いるかなと思っております。

ただ、ガス安全高度化計画に掲げるような、もっと高いレベルを求めるべきだというのが今の社会の要請であると理解しております。このことは、保安に対しての電気、電力システムとの違いということもいえるかなと思います。

それから、保安を維持向上させるスキームとして、これまでの考え方は、国の関与をできるだけ少なくしながら自主的な取り組みを進めることによってやっていこうという考え方が一番底にあったと思います。その結果、好循環が生まれて保安レベルも上がってきているというところは認識して議論すべきだと思います。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

今大きな議論の中で、ガスシステム改革における保安規制というものに対して疑問が投げかけられておって、保安規制からみたガスシステム改革のあり方を考えるべきではないかというご指摘が非常に多くて、この辺は前提条件の問題だろうと思いますが、この辺に関しては、皆様方からいただきましたご意見をもとに、事務局のほうで今後の方向性に関してまたお考えいただくということになろうかと思えます。

それで、少し簡単にまずご質問を。

○大河内委員　　でも、ほかの論点をするとということでしたら、私は引っ込めてもいいです。

○豊田委員長　　それでは、次の論点に、大河内委員がお示しになりました技術基準適合性維持義務ということで、これに関しまして論点が整理されておりますが、ガスシステム自由化の件に関しまして、それでは、エネ庁さんのほうから。

○横島ガス市場整備課長　　ガス市場整備課長の横島です。システム改革の経緯というか、プロセスについて幾つかご意見いただきましたので、経緯について説明します。

もともとは、昨年2月ですけれども、電力システム改革専門委員会、こちらで電力自由化システム改革委員会という名前だったのですが、そちらで電力自由化の方針を決めたときに、同じ考え方、つまり、電線のようなネットワークはみんな使って、参入がたくさん入るということはガスにも同じ考え方というのは通ずるのではないかということ、システム改革委員の、審議会の委員の方々からご指摘をいただいて、それを経産省で検討すべきであるという宿題を昨年2月にいただきました。

それを踏まえて、ご存じである、ご存じでないというのは我々の周知の問題なので経緯

だけ申し上げさせていただきますけれども、5月の総合資源エネルギー調査会においてそういう宿題をいただいたので、ガスの自由化というのもあり得るのかという検討を始めたと思いますという表明を資源エネルギー庁のほうからしました。

それを踏まえて、11月にガスシステム改革小委員会というのを立ち上げたのですけれども、おっしゃられたように、自由化というものに対する認識は電力と背景が少し異なるということで、まずはヒアリングと。つまり、いきなり自由化しますということではなしに、まず事業者の方々が、彼らは独占を解かれてしまうのでそれについてどう考えるかというヒアリングをしたところ、意外だという反応もあったのですが、正面から自由化に反対だという意見がなかったということなので、一方で、自由化というのはいろんなイメージがあって、自分たちが考えている自由化なのか、ふたをあけたら違う自由化になっているのか、そのイメージを少し具体化しないと、なかなか自由化というのが反対か賛成かという抽象的な議論をしていても仕方がないということなので、議論の進め方として、仮に小売の全面自由化をするならばどういう選択があるかということを経験して議論しましょうと。それをまとめた結果、委員会としては、自由化するとするならばこういうセットですよということが決まるでしょうと。それをもって、消費者の方も含めて皆さんがどう感じられるかということのを伺いながら最終的に判断していこうと、そういう順番でやっているの、まだ全面自由化をするということを委員会としても決定してないですし、それを受けて経済産業省も全面自由化するということを決めていません。

したがって、まず枠組を決めるという中で、保安は、おっしゃられたとおり、主管はこちらの審議会なのですが、向こうではまさに経済合理性というか、競争環境の整備と社会全体でコストはどちらがかかるかという観点では一応議論していきましようということでも議論がありましたが、それも踏まえて、これは最終的には保安の問題なのでこちらの委員会でということできょう議論していただいているというのが我々の位置づけなので、自由化はまだ決めていません。

一方で、では自由化って本当に意味があるのかということについて、他国の例を安易に使ってはいけないのかもしれませんが、まずガスについて、大口は量でいうと3分の2は、今、自由化は既にされております。それにおいて、電気のほうは自由化されたのを分母とした場合に、3.5%、先ほど新規参入があるという紹介がありましたが、ガスは15%以上が新規参入なのでですね。したがって、新規参入しやすいとかされやすいというか、そういう状況であったと。それから、料金についても、一部事業者でも比較してみますと、

自由化した後に大口料金の下がり方のほうが小口料金の下がり方より大きいと。つまり、競争がなされたところのほうがより料金が下がっているということが確認されました。

ちなみに、欧州連合に入っているほとんど全ての国とアメリカの一部の州ではガスも電気も自由化を既にされています。それでドイツとイギリスの例を調べてみますと、絶対額は、燃料費が上がっているのではなかなかわからない、全体には上がっているのですけれども、その燃料費の上がり方に対して小売料金の上がり方をみるとそれほど上がっていないと。つまり、燃料以外のところのコスト削減を大分されているということがドイツとイギリスについては見て取れるということなので、競争があるとなるべくコスト削減しようという影響は、少なくともその2カ国についてはあったということ。

それから、新規参入がどれだけあるかということなのですが、これは日本の天然ガス事情の特色なのですが、輸入されているLNG、日本はほとんど輸入に頼っているのですが、そのうちの7割は電力会社が輸入しています。これは主に発電用であります。残りの3割を都市ガス事業者さんが主に輸入して都市ガス供給をしているので、実は天然ガスを扱っている他業種の方が電気、あるいは石油も含めてたくさんいらっしゃる。実際大口にはそういう事業者の方々が参入しているという意味では、新規参入の候補が割と現実的には存在する。電気においては電力会社さんの発電能力とか非常に大きいのでなかなかそこは難しいという違いがある。

それから、ガスそのものの課題ですけれども、家庭のガステーブルとか湯沸器の需要だけだと、これは減っていきます。既に減っております。人口減であるということと省エネ化が進んでいるということ、いいことですがけれども、それだけだと、量でもしビジネスをするならば、残念ながら縮小していくビジネスになるといった場合に、新しいガス事業を捕まえていただかないといけない。それはエネルギーファームといわれる家庭用燃料電池であるとか工業用の新しい需要、そういう新しい提案をする人に入ってきてもらわないと、今のままだとガス需要は縮小してしまうのではないかという懸念で、競争、つまり、小売に新しい参入を、可能性を許すことによってそういう競争が出てくるのではないかということで、目的は一応確認しました。

ただ、枠組はまだ全部整理し切っていないということで、こちらも全面自由化ですよという言い方もしていませんし、これから枠組をみた上で、その自由化ならどうでしょうかという議論を始めたいと思っています。

一応意見募集は、珍しいのですが、審議会の最初から、意見はどうぞ出してくださいと

ということで、出されたものについては全て公表しております。その中には消費者の代表であると名乗って提出された意見もありますので、そういうのも踏まえながらやっていきますし、まだまだ、ガスの自由化って何なのというご懸念もある、あるいは疑問もあると思いますので、そこはこれから周知というか、説明に尽力していきたいと思います。

以上です。

○豊田委員長　　今の話をまず聞いて議論を始めるべきだったかもしれません。今のような前提条件、実情でして、ここでは「ガスシステム改革における保安規制のあり方」と書いてありますが、保安規制の観点からガスシステム改革はどうあるべきかというのがここでの議論です。きょうはいろんな観点からご意見を伺っておりますので、その辺を踏まえてもう少し方向性をまとめて、改めてまた議論いただきましょうということになっておりますので、その辺ご理解いただいて、きょうはいろんな観点からのご意見を賜りたいと思います。そして、事務局のほうで、整理するのが大変なのですが。

東嶋委員。

○東嶋委員　　横島さん、ご説明ありがとうございました。とすると、シミュレーションとして考えるということがよくわかったのですが、今、諸外国の例などで、コストがどうなったかとか参入者がどのぐらいあったとかご説明いただいたのですが、この委員会は保安、安全についての話なので、もちろん一概に比較できないということはよく知っている上で、次回でも結構ですので、自由化した際に保安というものはどのように向上したのかとか、どんな方法ならよかったのかとか、そういった情報もご提供いただければありがたいと思います。

○横島ガス市場整備課長　　きょうの資料にも入れていただいているのですがけれども、これは私が説明しなくていいかもしれないのですが、欧米の状況も調べておりますが、そもそも、我々、需要家保安という、技術的な用語ですが、この資料4の4ページをみていただきたいのですが、昨年改めて調査団も派遣してもう一回確認してきたのですがけれども、一言でいうと、資料4の4ページの図の一番下をみていただきたいのですが、「欧米のガス事業」というところが書いてありまして、ヨーロッパは確実にそうだと聞いているのですがけれども、利用者の方が一応、ご認識はないかもしれないけれども、所有権をもっている部分、内管といわれる部分については、事業者の義務はないです。つまり、保安責任は全くないという状況で、利用者の方が自己責任で管理していただくというのがヨーロッパの基本的な考え方になっています。したがって、自由化はされましたけれども

……

○東嶋委員　私が伺ったのはその灯外内管の話ではなくて、全体的なこと、安全の話で、おっしゃったのは、参考資料2-1の1ページとかそういうところのことですか。今おっしゃっていただいた資料4の4ページというのは灯外内管の話で、そのことを伺っているのではなくて、全体的に、自由化をしたときに、いろいろな業者が参入してきて、コストがどうかというお話をいただいたので、保安、安全面からはどのような変化があったかを教えてくださいと申し上げたのですが、今、隣で富田委員が、ここに資料がありますと、参考資料2-1に海外の例があると書いてあったので。

○豊田委員長　これはある時点での話なので、自由化したためにどうなったかという変化のデータではないということだけをご理解いただきたく。ただ、もう明らかにワンオーダー高いものであると。

○東嶋委員　保安についてどのようなことをすればいいのかというのを、参考になればと、そういう資料を次回用意してくださいという意味です。

○豊田委員長　この辺はまたご検討いただくことにいたしましょう。今のに関して適切なデータをお示しできるような状況には今ありませんので、瞬間的な状況というのはここに示してあるとおりです。

あと、予定しておりました時間が、20分ほどしか残りはないのですが、論点1がいわゆる保安責任をガス事業者から需要家に移管するというので、これに関しましてはかなりもう既にご意見をいただいております、ある意味、需要家が今まで聞いたこともないというようなことから、急にこういう話されてもというご意見もありましたが、こうなることでどういうよい点が得られてくるのかということ、既に大口需要家はそうすべきで、小口はどうすべきかという問題をやはり議論すべきだろうと思うのですが、ここで小口の灯内内管、灯外内管、それから大口の灯内内管、灯外内管、これに関してどうしていくべきかというのが1つ論点のところでございます。何かこの点に関しましてご意見ございますか。

○水流委員　大口に関しては需要家責任というものは考えられると思うのですが、小口、特に一般消費者の部分はかなり難しいなあと考えています。横島さんのほうに質問なのですが、欧米はもともと個人主義じゃないですか。自分のところの自宅に入ってくることは拒みますよね。そういった意味での責任意識とか権利意識というものが強いのですけれども、欧米のほうは、システム改革のある前は、やはり管内というか、灯内というか、そこは需要家責任、もともとそうだったのか、それともそれで変わったのか教えてください

い。

○横島ガス市場整備課長　私、決して欧米にあわせる派でも何でも無いという、欧米の情報として申し上げると、先ほどの話と絡むのですけれども、そもそも、どの管であれ、みんなもっている人が責任をもつということなので、今回の、仮に今シミュレーションしている自由化も、所有権まで奪うということではなくて、もっている人がほかの人に貸してあげることによって新規参入ができませんかということなので、所有権は移転しないのですね。

そういう意味では、自由化をするということと保安の影響というのが、逆にいうと影響しにくいというか、余り保安のことを考えないというか、それはもっている人が引き続きやっていただけるわけだからという意味で、議論の構造はシンプルだったと。それは消費者の人がもっている管も同じで、これは置いた人が自分でやってくださいという自己責任の原則になっているので、現実には、ただ、ご自分で管をチェックすることは相当難しいので、水道とか電気とかガスとかまとめて時々確認してくれる事業者さんがいらっしゃって、そういう方と契約することで時々点検しているという状況のようです。

○佐藤参事官　事務局から簡単に説明させていただきたいのですが。吉川先生が帰ってしまいまして、非常に吉川先生がおもしろいことをおっしゃいました。何がおもしろいかと申し上げますと、先ほど吉川先生おっしゃったのは、平成14年に、5ページの下の方に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方について」と出て、このところで、保安責任と資産区分の一致というのがまだまだだという話があると。それで、これから10年以上たったのですが、まだまだ古い管というのが変わらなくて、こういう状況がちっとも変わってないとおっしゃいました。

ただ、こういう状況が変わってないとおっしゃりながらも、民法上の責任とか実際に管の取り替えとかを考えると、むしろ重畳的な責任というものもあるかもしれない、普通に考えると、住んでないのだったら当然、特に小口に関しては責任を転換するなんかとんでもないということになるのですが、なぜそうなったかというのをちょっと、私なりに解釈して申し上げたいと思います。

というのは、今までいろんな議論があったのですが、需要家保安のあり方で、ちょっと横島課長のほうから欧米の話があったのですが、少なくとも我々は、今後自由化になって、ガス会社、ガスの事業者の方というのが保安責任を一切もたなくなるということは全く考えてないです。

なぜ全く考えてないかということなのですが、今回の資料にも書いてありますように、緊急時の対応でありますとか漏えい検査というのは、やらなくなるとか、全部消費者にやってもらうということは一切書いてないです。そうすると、何に関して議論していただくかということになると、まさに今議論で出ましたように、技術基準適合維持義務に関してはどう考えるかという論点を出させていただいているだけであって、ほかのところは、ガスの事業会社なのかネットワークかわかりませんが、やるということは当然の前提と考えております。

だったら、これをただ、まだまだ保安意識というのが消費者に醸成されてないと、転換したら問題ではないかと一瞬思うと思うのですが、このところ、事務局のほうで詳しい説明を省かせていただいたのですが、現状どうなっているかというのをごく簡単にご説明させていただきますと、ガス事業者というのが漏えい検査をする。それで、これが危なそうとか危なくなっていれば、とにかく管を替えてくださいと需要家、消費者の方をお願いをするわけです。ただ、これは当然、灯外内管も灯内内管も完全に需要家は、消費者の方の敷地内にありますから、強引に替えてくれ、とにかく踏み込んでいって、替えなくてもいいといっているのに強引に替えるということはやりませんし、これは費用の持ち方がそもそも消費者ですから、実際にはその事業者のほうは検査をして、それをとにかくお願いしますという布告をするだけでありまして、実際に技術適合維持で、お金も出したりとか、需要家というのが反対しているのに無理やり直すということは全然やらないわけでありませ

す。

そういう実態を考えますと、もし技術適合維持義務が仮に法律上消費者になったとしても、当然今までと同じように漏えい検査は事業者の方にやっていただきますし、これが危なかったら危ないと当然にいつていただくというのは変わらないし、緊急に何が起こったかが、それは事業者が変わるということは全く変わりがないわけでありませ

す。

こういう実態があると、むしろ先ほど吉川先生がおっしゃったように、今、ガス会社に一応法律上は、何らかの問題があれば事業者というのが取り替えをやるとかそういった命令を経済産業大臣が出せるわけですが、事業者の人に協力してくれとか、あなたのものなのだからあなたがかえてくれということは全然法律上はありません。そうなりますと、例えば消費者にも何らかの命令を出せるとか、どちらが協力するかわかりませんが、事業者と消費者両方で考えてくださいと、例えば全然管の取り替えが進んでない状況下ではむしろ考えたほうが良いということで吉川先生がおっしゃったのかなと思ひまして、追

加のコメントというか説明をさせていただきたいと思ってやらせていただきました。

以上です。

○豊田委員長　　ありがとうございました。

本日、今ご議論いただいておりますのは、まだ具体的な制度設計ができてなくて示されておられませんので、いろんな前提条件のもとでのお話になっております。これからその具体的な制度設計を進めていただきますので、その折に配慮すべき点をきょうはぐっといろんな形でご指摘賜っているということだろうと思いますので、そういう観点からお話しただければと思います。

富田委員、簡単をお願いします。

○富田委員　　簡単に申し上げます。基本的に資産区分と保安責任区分というのは整合させるというのが自然だと考えております。整合していれば、先ほどの経年管対策で議論したような周知の問題というのも全く違う絵姿が描ける可能性もあると思います。

なお、大口、小口にかかわらず、先ほど佐藤参事官のほうからございましたように、保安責任が需要家にあるとしたとしても、内管の漏えい検査であるとか緊急対策とか、こういうのはガス事業者がやるので、実質的に需要家の負担がふえるだとか、あるいは保安レベルが下がってしまうということはないと考えています。

それから、小口の灯外内管と灯内内管を区別して考えるということについては、むしろこういうねじれの問題が生じているのは灯外内管のほうですので、ここで区別しても余りいいことはないかなと思います。

以上です。

○豊田委員長　　ありがとうございました。

それでは、もう一つ大きな課題が需要家保安に係る保安責任の問題なのです。これは制度設計の上での一番大事な点でもありますので、需要家の保安責任に関して、論点の2ですが、1も含めていただいても結構ですが、2の問題に関してご意見賜りたいと思います。

○早田委員　　電気事業連合会でございます。

10ページ目の論点の2つ目のところで1つ私のご意見をご説明差し上げたいと思います。先ほどからガスの自由化があつて、自由化に参入するのはどこかというご質問があつて、横島課長のほうから、それは電力がLNGの燃料をいっぱいもっているのだというようなご説明がありまして、ようやく電力も一部ガス事業やっているのだなとご理解いただいた委員の方もいらっしゃるかなと思います。

そういう立場でご発言させていただきますと、第一義と考えます保安水準の維持向上の観点から申しますと、私どもといたしましては、10ページ目の表に書いていただいております技術基準適合維持義務から緊急時の対応義務まで4つの保安の業務がありますけれども、この4つとも、それと大口、小口の需要家の規模にかかわらず、全て、ここに書いていただいています、(i) 新ガス導管事業者が一義的に保安を担うことが適当ではないかと考えてございます。まさしくこの表でいきますと、AからMまで全て(i)でお願いしたいということでございます。

それはなぜかということでございますけれども、まず、この表の保安義務の1つ目から3つ目でございますけれども、これにつきまして、新ガス導管事業者の方が、先ほど委員の方からもちょっとお話が出ております、ガスの配管の図面とか詳細の修理の履歴などの保安の情報、これを一元的に管理できるという非常にメリットがございます。このことでの効率的かつ確実に保安の継続が保たれるのではないかと考えてございます。

(考慮すべき視点)の10ページ目の下から3つ目に、「それぞれの保安業務は分離できるのか、一体としてみるべきか」という留意点が書いてございますけれども、私どもといたしましては、この保安業務は分離することなく、一体、一元的に実施管理すべきものではないかと考えているところでございます。

また、この保安業務の一番下の緊急時の対応でございますけれども、先ほどから申しておりますその上の3つの恒常的な保安を実施する中で、お客様のガスの設備の実態を十分把握してこそ、この迅速な対応が実現するのではないかと考えて、これを分割することについても現実的ではないのではないかと考えているところでございます。

また、(ii) (iii)につきましては、委託という形態になりますけれども、こういう形態になりますと、導管事業者と新ガス事業者の調整とか連絡とかいう業務が発生いたします。特にガスの緊急停止など、迅速に決定実施することについて、そういう調整業務がなくなるというような非常に保安上のメリットがあるのではないかと考えます。

また、先ほど委員の先生方から、今後、高齢者社会になってということで、まさしく消費者の立場からみても、例えばガスの購入先は変更したとしても、保安については導管事業者の方に連絡すればいいということで、ここが不変になるということも非常に消費者の方は安心感がもてるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○豊田委員長　　ありがとうございました。今ご発言の中で、保安を担うと。「保安責

任」とおっしゃらなかったのは何か意味があるのですか。一義的に保安を担うと。これは多分、皆さん、かなりアグリーされるところではないかと思いますが、責任ということはどう考えるかというのが、その辺に関してはどうお考えでしょうか。

○早田委員　責任ということは、この保安義務を担うというのがそういう意味でございまして、導管事業者さんがその義務を負ったから、私ども、保安について全く無関心だというつもりは一切ございません。特に消費機器等の情報については小売等が把握している情報でございますし、そういう保安に必要な情報は適宜導管事業者様のほうに十分ご提供させていただくとか、協働しながら、今の保安レベルの維持向上を図っていきたいと考えているところでございます。

○豊田委員長　富田委員どうぞ。

○富田委員　先ほどもちょっとお話ししましたが、ガス安全高度化計画がどういう考え方だったかということについて、目標としては2020年に死亡事故ゼロにしようという大きな目標があるわけですが、そこで書かれている理念としては、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するというで達成していこうという考え方になっております。

大口のところについては、事務局からのご説明にもありましたように、平成7年から自由化を進め、その中で保安はどう担保するかというのを随分議論した結果、今のよう形で、小売の事業者が責任を負うと。ただし、相対委託ができるという考え方だったと思います。

新規の参入率というのは着実に増加している一方、事故件数というのはふえてないということです。現行の制度は機能しているという評価が得られているということです。どなたか、先ほどおっしゃいましたけれども、保安に関してやり直しというのはやはりきかないと思うのですね。したがって、機能している制度を変える必要はないというのが大口についての私どもの考え方です。

小口についてですけれども、結論から申し上げれば、保安向上の観点から小売事業者が保安責任を担うというのが適当だろうと思います。新規参入を考えられている事業者さんについては、いろいろなビジネスモデルを考えて参入されると思います。それ自体はガス市場の活性化につながるわけですので、全面自由化に期待されるメリットと考えてもいいのかなと思います。

どのようなビジネスモデルを考えるかと、どのようなビジネスモデルを考えたとしても、

保安に関してできることは必ずあると私は思います。何ができるかというのは、そのビジネスモデルを考えた当事者しかわからないということだと思います。小売事業者が需要家保護について考えることをやめてしまえば、必ず欠落する保安維持活動が出てきてしまって保安水準が下がると思います。先ほど電事連の委員の方がおっしゃいましたけれども、新規参入を考えられている事業者さんとして、保安についても考えていきますということをおっしゃられたわけですが、それを担保するという意味を含めて、保安については責任をもっていただくと。ただし、それが参入障壁になってはいけないということもありますので、保安のノウハウとか体制をもたない事業者も入りやすくするという観点から、実務としての保安業務、これは既存のガス事業者が積極的に受託するという考え方でございます。

特に緊急時の対応については、その特殊性もありますので、全面的に既存のガス事業者が受託するという考え方をもっております。

以上です。

○豊田委員長　　ありがとうございました。2つの全く違う意見が出ているのですが、大きな流れの中での根本的なところは変わってないような気がするのですが、あとは制度設計のあり方ということに絡んでいると思います。

倉渕先生どうぞ。

○倉渕委員　　2点ほど指摘させていただきたいと思います。

1つは、最近、ガスは大変安全になったのですけれども、昭和50年ごろは、たしか都市ガスだけで年間100人ぐらいCO中毒で亡くなっていたという過去の事実がありましたが、その後、規制の強化とか、ガス事業者の努力などにより、最近は年に1人死ぬか死なないかというレベルまで安全性が高まったといえると思います。ただ、やはり基本的には非常にリスクが高い、高リスクのエネルギーだということを認識して進めるべきだということで、ガス供給者は、保安と一体としてその事業に参入するということが重要なのではないかと思います。そういった意味では、保安に対してフリーハンドでこのマーケットに参入するプレーヤーがあるというのは、これまでに構築してまいりましたこの保安体制が維持できないリスクが高まるのではないかとということが懸念されます。

特に最近、業務用厨房で事故が多いのですけれども、それについてガス事業者さんは業を煮やしまして、換気警報器を無償で配るといようなことで、何とか現在の安全水準が維持されているということも考えますと、やはり今のような迅速な保安体制を維持するた

めには今の体制を維持することが大変大事ではないかと思えます。

それからもう一点なのですけれども、導管事業者が保安業務を担当する場合には、これはこれまでやってきてないことだと思いますので、新しく法定点検とか立入調査におけるインスペクションのためのスキームを決めて実施するということになると思うのですが、これに近い例が、ドイツが現在やっておりますチムニスパー法によるインスペクション制度というのがございます。これは地域を地割りにして、それぞれの地域に独占的にインスペクターが行って定期的に点検するというやり方なのですけれども、これが実は甚だ評判が悪いのですね。ある種、その地域のガス機器の使用権限みたいな権益が生まれてしましまして、その結果として、非効率で、コストが非常に高いというようなことを伺っております。ぜひ制度設計の際にこの自主保安のインセンティブが効くように、要するに保安を向上することがインセンティブになるというような制度を慎重に検討していただきたいと希望いたします。

○豊田委員長　　どうも貴重なご意見ありがとうございました。では、秋山委員どうぞ。

○秋山委員　　早田委員が、導管事業者が全てやるのが望ましいと。その後の発言は小売もやるのだというような感じだったのですけれども、導管事業者が全てやるというのは、現場の観点というのですかね、そういった観点からいくと、お客様に接しているのはほとんど小売事業者で、これは当然ですけれども、小売の事業者が毎月検針した内容を通知して、その他、問い合わせだとか何かというのはほとんど小売事業者にあるわけですね。都市ガスのお客さんの件数というのは二千数百万あって、そこと接しているというのはほとんどが小売のところであって、導管事業者はそういうところと接点というのは非常にもちにくいわけで、だから、導管事業者に全部やれというのは、やれば理想的なのですけれども、極めて肥大した導管事業者になって、それが今回の改革の趣旨につながるのかなという感じと、全て導管事業者がやるというのであれば、結局、安全の問題というのは一体でやるのが望ましいので、経済原理というか、料金安くなるためには分けたほうがいいけれども、安全のためにはやはり分けないほうがいいのかというような意見なのかなあとちょっと疑問に感じながらお聞きしていた次第です。

以上です。

○豊田委員長　　それでは、早田委員どうぞ。

○早田委員　　今のご発言にちょっと誤解があっただけなのではと思いますが、1つは、大口について、今、一部私ども電力のほうが参入させていただいてございまして、一部の

会社様において、当然保安の義務を果たす上で、24時間体制で体制を組んで保安をやっている会社がございます。ここにつきましては、今、大口のほうでもかなり人をつぎ込んで体制を組んでいるわけがございますけれども、今後、大口のところをさらに拡大していく、さらには、今議論いただいている、家庭用まで拡大していくためには、体制をまた強化しないといけないわけですが、正直申しましてそれが非常に難しいという状況になっていまして、システム改革の中でも議論があったように、それはまさしく参入障壁になっているのではないかとというのが1つございます。

それともう一つは、エリアで一つの事業者が保安を担うのが逆に非効率ではないかというようなご発言もございましたけれども、全く私どもそうは思っておりませんで、例えば、杉並で例えばガスさんが、今、保安体制を組んでいると。その中で、一部の家庭に例えば私ども電力会社が参入して保安業務を担うということになりましたら、同じ24時間体制を同じエリアで組む必要があるということで、これは社会的にみても非常に非効率、まさしくそこがお客様がお支払いいただく料金にはね返ってくるのではないかと考えてございまして、そういう意味からしても、導管事業者のほうに一義的にその業務を担っていただくのが、第一義は保安面、または効率性という観点からも非常にいいのではないかと考えているところです。

以上です。

○豊田委員長　それでは、織委員どうぞ。

○織委員　先ほどから委員長がまさにご指摘なさったように、保安制度の運営体制の問題と保安責任の問題というのは区別して議論すべきだということを先ほど私指摘させていただきましたが、保安制度の運営と体制を慣れている人、あるいはエリアに特化している人、技術ある人が担うというのは当然だと思うのですね。保安責任を誰が担うかということとは、道義的な責任と法律的責任、これを分けて考えるべきだと思うのです。ガスという、扱い方によっては危険なものを取り扱う事業者が道義的に保安について責任を負うというのは、皆さん関係者は当然思っていると思うのですね。ところが、これが法的な責任というと、一言になってくると、日本の企業は、多くの方は、そこは負いたくないということをおっしゃるのですね。でも、実質上、道義的責任を負っているといった場合に、この場合の法的責任を、体制を別の得意な人がやるという体制をもしとったときに、どれほど大きな差があるのかということは少し慎重に議論していただきたいなと思います。

○豊田委員長　非常に貴重なご意見で、保安業務を担うべきはネットワーク事業者とい

うのは、恐らく皆さんかなり、そこで責任というもの、今ご指摘あったように、責任の範囲ということで、今の保安レベルを落とさないような制度設計をどうするかということで、そういうご指摘をいただいたと思いますので、この辺を生かしていただきたいと思います。

それでは、青木委員、ちょっと簡単をお願いいたします。

○青木委員 第1点の論点の中で、4ページの表をみていただいて、コミュニティーガス協会の和田委員も説明していましたが、LPガスの場合、メーターからガス栓までは消費設備でありますけれども、消費設備の技術適合義務ってありまして、これはポリエチレン管とかは除いて、ガス事業者は白管とか、点検することになっているのですね。ですから、これは誤解してもらいたくないのですけれども、この線はガス栓まで必要なのですね。これを訂正していただいて。

ですから、需要家の消費設備でありますけれども、現状はきちっとLPガス事業者は点検して、それが白ガス管であれば説得して取り替えてもらう。それでもだめな場合は、LP法の場合は知事が命令できるという法建てになっています。ですから、これをガス事業法も一緒にやったからといって全部需要家がガス管をみるということではなくて、それが白ガス管であれば、ガス事業のほうは消費設備は大臣が命令できることになっていますから、そういったことで、私としてはこの訂正と、皆さんの誤解ないようにしていただければと思いますので、意見を申し上げました。

○豊田委員長 ありがとうございます。図4に関しては少しそういう意味合いでご検討いただきたいと思います。

それでは、時間になりましたが、あと重要な点が残っておりまして、簡易ガス事業に係る保安のあり方で、特に15ページの論点3に関してどのように考えるかということで、先ほど和田委員のほうから少しご意見もございましたが、簡易ガス事業の規制のあり方に関して、特に追加してご説明いただくようなことはございますか。

○和田（眞）委員 特にございません。

○豊田委員長 要は、LPガス、この辺との整合性の、簡易ガス事業のほうは液化石油ガス法へ移ろうが、保安に関しては同じような大きな責任をもって、あるいは安心を与えるという形で進めていただければと思います。

それから、論点4ですが、そういう事業になったとき、あるいは今のガス事業法、これから何らかの形で改正されるということですが、これと液化石油ガスとの間に不整合な内容、点が少し含まれております。この辺に関してどのような考え方をすべきかというこ

とでご意見ございましたら。

富田委員、簡潔にお願いいたします。

○富田委員 時間もあれですので簡単にいいます。両方についてです。

まず、3番目の論点の簡易ガスのところですけども、液石法に位置づけられるということになれば、その保安規制というのは当然規制法という考え方が自然だろうと思います。

ただ、その良否を保安の観点から判断する材料として、簡易ガスでの例えば事故率、それからLPガス販売事業での70戸未満の導管を使った供給者の事故率、こういったものを比較しないと何ともいえないかなと思います。

同じような観点で、4番目の論点の消費段階でございますけれども、都市ガス自身もCOを含まないガスになってきているということで、比重は違いますが、同じ可燃性ガスということであれば、法的な消費機器に係る法的な義務というのも一緒にいいではないかという考え方は自然かなとは思いますが、ここについても、都市ガスの消費機器に係る事故率、それとLPガスのほうの事故率、こういったものを比較して、どちらに寄せたらいいかということ議論すべきではないかと思えます。

以上です。

○豊田委員長 今のは論点の前提条件を明確にさせていただきました。

○大本ガス安全室長 すみません、2点ほど補足して。

青木委員から御指摘のありました4ページ目のLPのところが必要家というところは、消費機器の調査自身の責任はガス事業者が負っているのですけれども、このもの自体の責任は需要家なので、これはこれで合っていると理解していて、改善の命令先は、結局は、いわゆる消費者、占有者に大臣から行くことになるので、ここの記載は需要家になるというのが一応私ども事務局側の理解であります。

ただ、いわゆる消費機器の点検する責任、業務の責任は事業者が負っているというような理解でいるところであります。

○青木委員 そのように書いたほうがいいというご発言でもあるのですね。

○大本ガス安全室長 責任と業務が3つあるので、そこがちょっと今混在しているところあるので、そこは直させてもらうというのが1つと、あと、先ほど富田委員から発言のありましたガス事故のところにつきましては、参考2-1の5ページ目の表と裏にありまして、この資料で都市ガスについては、今、消費段階のところの事故件数、あと事故原因というところをつけていまして、その裏面がLPのところになっています。これについて

は整理してお示ししたいと思っています。

○豊田委員長　　論点としてはそういうことであろうかと思えます。

先ほどから出ておりますこの保安責任の受け取り方が、かなりいろんな意味で、法律的な保安責任という受け取り方と、一般の消費者が保安責任と頭に描いているのとは大分違ってきて、この辺は制度設計の中でもう少しわかりやすくしていただいて、それが前提で自由化の話がシステム改革のほうへつながっていくということにしていただければ非常にいいのではないかと思います。

それでは、まだまだご意見あるかと思えますが、今後、またもう一度ご議論いただきますが、それに向けて、ご意見のほうは書面で確認ですね。

○大本ガス安全室長　　まだご発言されてないところがあると思えますので、今週金曜日の午前中までに、またメールで御連絡しますけれども、事務局までご意見をお寄せいただければと思います。それを踏まえてまた次回ご議論をさせてもらえばと思っております。

○豊田委員長　　非常に大きな問題でして、議論の論点がどこから入るかということと、認識がかなり違っているところでの議論になりますので、そういう意味合いで非常に難しいところもあります。また今日いただきましたご意見を事務局のほうでまとめていただきまして、ある方向性をもって次回に再度ご議論いただいて、この調子でいくと、7月、予備日とっていただいておりますが、この予備日が使わざるを得ないのではないかなというような状況ですので、ご予定していただけますようお願い申し上げまして、本日の議論を進めたいと思えますが、審議官、何かよろしいですか。

それでは、事務局のほうへお返しいたします。

○大本ガス安全室長　　次回、6月25日に開催させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○豊田委員長　　では、どうもありがとうございました。終わらせていただきます。

——了——